

平成28年度伊予市社会福祉協議会事業計画

基本方針

地域福祉の推進において、住み慣れた家庭や地域社会において、継続して自立した生活を営むことが出来るように、高齢者や障がい者、児童等、人々の抱える課題に対して、各種の福祉サービスや援助の仕組みを整えてそれを提供し、またそれらを予防していくという総合的な諸活動を実施する必要があります。

現在の社会において、超高齢化、少子化の進展に伴う地域社会や家庭の機能の変化、経済的格差などから多くの問題が生み出されており、生活困窮、引きこもり、社会的孤立、高齢者等の消費者被害、介護負担、虐待など様々な課題への取り組みが必要とされています。

こうしたなか、本会は来年度から実施の、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みを行いながらも基盤となる各事業を継続して、地域福祉活動計画に「一人ひとりの住民が、その人らしく、安心していきいきと暮らせるしあわせのまちづくり」スローガンとして掲げ、地域課題に見合ったきめ細やかな施策を展開し、住民参加、協働による地域の再構築を進め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、社会福祉法人改革がすすめられています。社協という民間組織としての自主性や、広く福祉関係者に支えられているという公共性を活かして、各団体や事業所、行政等と連携しながら、地域福祉を推進する法人として、また、在宅福祉サービス事業所として質の高いサービスを提供します。

本年度においては、次の重点目標を掲げて活動を推進します。

重点目標Ⅰ 住民主体の地域福祉の推進

地域社会における人と人とのつながりを強化し、住民が主体となって、各地区の問題に取り組み支えあう活動を推進します。

福祉・生活課題が多様化している昨今、公的制度だけでは地域生活がなりたない方への柔軟な対応が求められており、住民誰もが地域で安心して暮らせるよう、南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社会福祉協議会等の各組織と連携しながら、住民とともにニーズ解決に向けた活動ができるよう支援します。

重点目標Ⅱ 協働による地域福祉推進

昨年度の「平成27年度 えひめ権利擁護セミナーinいよし」実施によって、障がい関係機関、高齢者関係機関、民生児童委員協議会、伊予市役所各課、また社協からの企画会議メンバーを中心とした連携が強化されています。そして、参加した市民の意識高揚のある今年度、協働による地域福祉活動を推進します。

重点目標Ⅲ 福祉の総合相談窓口づくり

昨年度からの、生活困窮者自立支援制度の窓口をはじめ、在宅介護支援センターでの介護等に関する相談、障害者相談支援事業所での障がい者の福祉に関する相談、生活福祉資金貸付事業や権利擁護事業等での生活支援等の相談や、その他民生児童委員、高齢者家庭相談員をとおして、あるいは介護保険等の事業所をとおして様々な相談の窓口となり、また心配ごと相談、弁護士相談、行政書士相談など市民の皆さんの問題解決の手助けを行っています。ちょっとした困りごとから専門的な相談まで、住民に身近であり気軽に相談でき、信頼される総合的な相談支援を行います。

重点目標Ⅳ 在宅福祉サービスの充実

生活支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で住民の皆様が安心して生活できるよう、行政や民生児童委員、高齢者家庭相談員等との連携を深め、平常時からの見守りネットワークや要援護者の支援を推進します。また、制度では補いきれない問題に対して、行政等への提言や、社協でできるサービスを検討します。

新総合支援事業も視野に入れ、利用者の皆様に質の高いサービスを提供できるよう、また介護保険、障害福祉サービス等実施する介護の事業において、最善のサービスが提供できるよう努めます。

事業計画

1 法人運営事業

① 理事会・評議員会・委員会の開催	(単独事業)
理事会・評議員会を年間3～4回開催し、適正な法人の運営をすすめ、当社協の発展を図ります。	
② 会員制度の充実	(単独事業)
社協が地域福祉を推進する上で重要な会費の意義やその用途について啓発し、会員制度及び会費納入に関して市民への理解を深めます。 《目標額》 <u>6,105</u> 千円 (一般会員:年会費500円 特別会員:年会費2,000円)	
③ 広報活動	(単独事業)
社協だより(年6回発行)やホームページで、社協の取り組みの報告や事業参加への呼びかけをし、また市民の活動の情報をお知らせするとともに、社会福祉法人として必要とされる財務諸表等の公開をします。 「あいみん。」の日の13日に、市内各地に出かけ、伊予市社協をPRするとともに、市内の情報を収集し、皆様にお伝えします。	
④ 福祉まつりの開催	(市補助事業)
社会福祉大会とボランティアフェスティバルを併せた福祉まつり「あい・愛フェスタ」を開催します。他の組織や団体と協力しながら手作りで、市民にやさしい、誰もが参	

<p>加できるフェスタを目指します。</p> <p>《内容》社会福祉に貢献された方の顕彰・記念講演・ボランティアグループの発表 相談・展示・体験コーナー・各種団体によるバザーなど</p>

2 社協運営補助事業

① 福祉活動専門員の活動	(市補助事業)
<p>福祉活動専門員が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。</p> <p>計画的な人材育成及び職員のスキルアップを図り、市民の皆様信頼されるよう社協の事業推進に努めます。</p>	

3 共同募金運動等の推進

① 共同募金運動の推進	(共同募金事業)
<p>募金の目的や用途を明確にして市民への啓発を図るとともに、「あいみん。」といっしょに街頭募金にも出向きます。固定配分及び認知の高まってきた公募による「ささえあい活動支援事業」の効果的活用を図ります。</p> <p>《募金目標額》 7, 230千円 (戸別募金:1口500円)</p>	
② 歳末助け合い運動の推進	(共同募金事業)
<p>募金の目的や用途を明確にして市民への啓発を図り、有意義な活用を図ります。</p> <p>《募金目標額》 3, 521千円 (戸別募金:1口300円)</p>	
③ まごころ銀行運営事業	(単独事業)
<p>皆様から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきます。</p> <p>一般寄付金の用途については、まごころ銀行運営委員会で協議し、主に地区社協への助成金に充てています。</p>	

4 相談支援活動の充実

① 生活福祉資金貸付事業	(県社協受託事業)
<p>生活の安定、向上を目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付の業務の中で相談支援を行い、また行政や民生委員等との連携により地域での暮らしを支えます。</p>	
② 心配ごと相談事業	(市受託事業)
<p>定期的に相談事業を開催し、市民の悩みごと、心配ごとの相談に応じ、その問題解決に向けて指導及び助言を行うほか、専門機関への取り次ぎを行っています。</p> <p>《心配ごと相談》 ボランティアセンター:毎月第4水曜日 中山事務所:毎月第2木曜日 双海事務所:毎月第2水曜日(上灘・下灘交互開所)</p> <p>《弁護士相談》 ボランティアセンター:毎月第1・第3水曜日 《行政書士相談》 ボランティアセンター:毎月第2金曜日</p>	

③在宅介護支援センター	(市受託事業)
<p>介護が必要、もしくは必要となってくる高齢者の皆様やご家族の在宅介護等に関する相談支援を行い、各種のサービスが総合的に受けられるよう関係行政機関や事業所等との連絡調整を図ります。その他、各種保健福祉サービスに関する市民への情報提供や利用についての啓発を行ったり、要援護高齢者等について地域包括支援センターをはじめとする行政や関係機関と連携しながら支援します。</p>	
④福祉サービス利用援助事業	(市補助・県社協受託事業)
<p>生活上の判断が困難になった方に対し、福祉サービスを受けるための手続きや各種申請等の代行、金銭管理等の代行を行います。</p> <p>相談支援事業所や包括支援センター、福祉課等関係機関との連携を密にしながら、利用者が地域で安心して暮らしていけるよう支援します。</p>	
⑤法人後見事業	(市補助事業)
<p>疾病や障害等で日常生活上の判断能力が不十分になった場合に、財産管理や契約等において不利益を被ることがないように、社協が成年後見制度に基づき後見人等を受任し、補助・保佐・後見の支援を行ないます。</p> <p>市長申立のケースが多く、今後ますます増えることが予測されます。体制を整備し、よりよい生活の支援を目指すとともに、制度の周知をすすめます。</p>	
⑥生活困窮者自立支援事業	(市受託事業)
<p>事業実施2年目にあたり支援件数の増加が予想されますが、より質の高い事業実施をします。</p> <p>支援を必要とする方の相談を受け、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等をしながら相談を継続し自立支援を行います。</p>	

5 地域で支え合う活動の推進

① ふれあい・いきいきサロン事業	(市受託事業)
<p>地域住民が主体となって取り組む自主的な活動で、仲間づくりや交流の場作りをすることで、孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防を図っています。地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設推進及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行いサロンの充実を図ります。</p> <p>平成27年度に伊予地区1か所の新規サロンが立ち上がり現在73か所のサロンが開催されています。参加者人数は5名から40名までと幅広く、各サロンとも世話人がいろいろとメニューを考え、高齢者の方は毎回の開催を心待ちにしています。</p> <p>サロンのマンネリ化や後任の世話人がいないため、交代できないなどの声を耳にするので、世話人をサポートできるよう、できるだけ各サロンを回り、新しい情報を発信したり、既存のボランティアと結びつけるよう努めます。</p>	
② 民生児童委員協議会運営事業	(市受託事業)

<p>民生児童委員は、地域住民の相談支援者であり、深刻な課題を抱える高齢者や障害者、子育て世帯等のニーズを行政や専門機関につなぎ、福祉サービスの利用や支援につなげる役割を担っています。民生児童委員協議会の基盤強化と円滑な連携を図るための活動推進や研修会等による資質向上を図るとともに、行政や地域との連携による要援護者支援及び小地域ネットワークの推進等の支援を行ないます。また、28年度は改選年度であるためスムーズな引継ぎ等ができるようにします。</p>	
③高齢者家庭相談員設置事業	(市受託事業)
<p>市内の65歳以上の一人暮らし高齢者等の見守り支援をしています。</p> <p>市や同じ地区を担当する民生児童委員との連携により対象者を漏れなく把握できるよう働きかけ、普段の見守りや、相談支援を行なうとともに、民生児童委員等と連携しながら災害時や緊急時の対応を検討します。また、相談員のスキルアップや情報共有のため地区毎の定例会や全体研修を行います。</p>	
④家族介護教室事業	(市受託事業)
<p>要介護者を介護しているご家族やボランティア等を対象に、介護方法や介護予防及び介護者の健康づくり等についての知識及び技術を習得するための教室を開催します。また、介護しているご家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、在宅福祉の向上及び介護予防に努めます。</p>	
⑤要援護者家具転倒防止対策事業	(単独事業)
<p>ボランティア「かぐてんぼう支援隊」による、要援護者宅の家具転倒防止のための器具の取付を行います。事業の普及啓発を行い、一人暮らし高齢者等の住まいの安全確保に努めます。</p>	
⑥ボランティアセンター事業	(市受託事業)
<p>各種ボランティア講座やボランティアフェスティバルの開催、ぽかりん通信の発行や、住民への啓発活動を行うとともに、ボランティア活動や登録についての啓発により、ボランティアを必要としている人へコーディネートをします。</p> <p>ボランティアの依頼が少ないことへは、市民のご協力や地域へ出向くことにより、支援が必要な方の情報を集めます。</p> <p>また、ボランティア登録をしている方やボランティア連絡協議会等を対象にした研修会を開催し、意識向上を図ります。</p> <p>ボランティア連絡協議会については、自分達の組織、自分たちがボランティア活動を盛り上げていくという意識を高めるため、研修会等を実施します。また自主的な組織運営にも取り組みます。</p> <p>ぽかりん☆サロンは定着してきましたが、ボランティアの入れ替えもあり、その募集を継続し、ボランティアの仲間づくりをします。そして一人でも多くの住民のための居場所づくりをします。ボランティア主導のサロンとして継続していくようにしていきます。</p> <p>手話サロンは回を重ねるごとに参加者が増えてきています。手話に関心がある方へのサロンとして、手話を知るきっかけの場にします。愛媛国体へ向けて、市内の事業</p>	

<p>所や社協職員・市役所職員への手話の勉強会を計画します。</p> <p>災害時には、伊予市災害ボランティアセンターを設置する必要があるため、市民向けの災害ボランティア研修会を開催し、住民組織や行政と関係機関とが連携した防災訓練の実施により、住民の意識を高めます。</p> <p>また児童以外に一般市民向けの福祉体験学習を開催や、障がいのある方々とボランティアの交流会を実施し、より住みやすい町へと意識を変える活動を実施します。</p>
<p>⑦伊予市徘徊高齢者SOSネットワーク事業 (単独事業)</p> <p>認知症高齢者の登録をしていただき、所在がわからなくなった場合に警察等の関係機関が一体となり、早期発見、保護に努めます。高齢者やご家族が安心して利用できるよう、認知症に対する啓発を行うとともに、当事業を住民へ周知していきます。</p>

6 高齢者福祉サービスの推進

<p>① 一次予防事業対象者介護予防事業 (市受託事業)</p> <p>一般の高齢者を対象に、転倒予防教室、認知症予防教室、男性の自立支援のための男性料理教室など多彩な教室等を開催し、高齢者の閉じこもりを防ぎ、要介護状態にならないよう介護予防を推進します。</p>
<p>②二次予防事業対象者通所型介護予防事業 (市受託事業)</p> <p>デイサービスセンター「じゅらく」において、地域包括支援センターから委託を受けた二次予防事業対象高齢者に通所による介護予防事業を実施します。</p> <p>理学療法士等専門のスタッフによる運動器機能向上や口腔機能向上等のプログラムを実施します。また、レクリエーションや季節の外出、工作、歌体操、趣味の活動等人との交流により、生きがいづくりや・認知症予防・閉じこもりの予防を図り、要支援・要介護状態にならないよう支援します。</p>
<p>③介護予防施設送迎サービス事業 (市受託事業)</p> <p>「唐川ふれあいプラザ」、「上灘老人憩の家」の利用希望者で、交通手段のない高齢者が、健康増進や介護予防の目的のためにこれらの施設を利用できるよう移送サービスを行います。</p>
<p>④福祉用具貸与事業 (単独事業)</p> <p>在宅で介護を受けているおおむね 65 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の所持者に対し、必要に応じて車椅子、ポータブルトイレ等の福祉機器を貸出します。 (利用料:1日10円 但し身体障害者手帳 1・2 級保持者は無料。)</p>
<p>⑤福祉車輛貸出事業 (単独事業)</p> <p>社協が所有する福祉車輛を、外出困難な高齢者及び障がい者等に貸し出し、利用者の社会参加と福祉の向上を図ります。</p> <p>《貸出車輛》 伊予事務所 2台 中山・双海事務所各1台(車椅子対応)</p>

7 介護保険事業の健全な運営

① 居宅介護支援事業
伊予及び双海の2事業所で、介護支援専門員(ケアマネージャー)による、要支援及び要介護者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤5名、非常勤1名の体制です。 要支援者は伊予市包括支援センターからの委託を受けてケアプランをつくります。
② 訪問介護事業
訪問介護員(介護福祉士等)が、在宅の要支援・要介護者のご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や炊事・洗たく・掃除などの生活援助を行います。伊予・中山・双海の3事業所で常勤7名・非常勤30名の体制でサービスを提供します。
③ 介護予防通所介護事業
要支援1・要支援2と認定された方を対象に、デイサービスセンター「じゅらく」において通所介護事業を行います。介護支援専門員の立てたケアプランを基に、個別計画を作成し、運動器機能向上や口腔機能向上、認知症や閉じこもり予防のプログラムを実施し、自立に向けた支援を行ないます。 《サービス提供時間》 9:30～15:30

8 障がい福祉サービス事業の充実

① 居宅介護事業(ホームヘルプ)
障がいのある方が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、訪問介護員が、利用者のご家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行います。 個々の様々な課題に対応したサービスを提供します。
② 同行援護・移動支援事業
視覚障がい等により移動が困難な方の外出時に同行し、必要な情報の提供や移動時の援護を行います。また、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
③ 障害者相談支援事業
障がい者等の福祉に関する相談を受け、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。 計画相談支援において、利用者の皆様が居宅での日常生活が営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の皆様の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提

供されるよう相談を適切に行います。
 市の基幹相談支援センターとして、相談支援専門員 3 名でその中核を担っています。また非常勤の手話通訳者 1 名を配置し、聴覚障がい者への支援を充実します。

9 指定管理事業

① ぐんちゅうふれあい館
平成27年11月に開館しましたが健康器具や、趣味の活動で老人福祉センター以上の利用があります。相互の交流を図り、健康増進、介護予防の支援、地域コミュニティの進展を目的にしています。
② 唐川ふれあいプラザ
健康器具にかかりながら楽しく情報交換をし、生きがいづくりをしています。 唐川地区の介護予防拠点施設として各種相談への対応、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどによる高齢者相互の交流を図ります。
③ 上灘老人憩の家
お風呂の利用者が多く、介護予防教室や趣味の活動でもよく利用されています。高齢者の各種相談への対応、健康の増進、教養の向上を図り、レクリエーション等による交流の場をつくり介護予防を支援します。
④ 伊予市ボランティアセンター
ボランティアの活動拠点として、市内に周知されてきました。 ボランティアセンターの効果的な運営と施設の安全管理に努め、市民に信頼され、多くの方に来ていただける施設を目指します。 また、当センターを拠点にしたボランティアセンター事業の推進に努めます。

10 調査・研究に関する事業

① 地域福祉活動計画(しあわせのまちづくり計画)の推進
第2期しあわせのまちづくり計画の中間点を過ぎました。残りの2年間も計画に沿って事業を推進していきます。 昨年度、審議会において計画の進捗状況の確認や、今期計画の検証方法と次期計画策定に向けてのスケジュールが審議されました。 今年度も、計画の推進と次期計画策定の作業を行います。

11 地区社協の活性化

①地区社協に関する事業
南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の 6 つの地区社協があり、社協職員が各地区を担当し、それぞれ地域特性に応じた活動をしています。 小地域福祉活動、ネットワークの核として、地区公民館等と連携しながら、新たな地域ニーズの吸い上げや解決に向けた取り組みを支援します。

